ふるさと納税のご案内

現在、各種メディアで取り上げられ話題となっている「ふるさと納税」ですが、尼崎市もふるさと納税の推進に取り組んでいます。

尼崎市民、尼崎市が出身地、尼崎市を応援したいなど、尼崎市に縁があって市外にお住まいのご親戚やご友人の皆様に、是非とも、「尼崎市のふるさと納税」をご周知ください。

◆「ふるさと納税」とは？

寄附をすると税金が控除されますが、この控除額が拡大されたのが「ふるさと納税」という制度です。

◆「ふるさと納税」の特典！

【特典１】税金が軽減されます！

「ふるさと納税」では、寄附金のうち、2,000 円を超える部分について一定の限度まで、所得税と住民税の税額が軽減されます。
たとえば、年収５００万円の方が50,000 円の寄附をした場合、税金が最大で48,000 円軽減されます！（※所得によって軽減額は異なります。）

【特典２】使いみちが選べます！

尼崎市では、ご寄附いただいた寄附金の使いみちを１１種類の中から選ぶことができます。
〈使いみち〉みんなの尼崎城、教育振興、文化振興、環境、緑化、市民福祉振興、青少年健全育成、動物愛護、新本庁舎建設、公共施設整備保全、財政調整
※詳細については、パンフレット、市ＨＰ、「ふるさとチョイス」をご覧ください。

ふるさとチョイス
はこちらから！

【特典３】記念品がもらえます！

１０，０００円以上の寄附をしていただいた方に、記念品を贈呈しています。昨年よりも記念品の数が増えていますので、是非ご覧ください！

〈記念品の一例〉

ひろたのギフトセット
【Ａコース】（10,000 円以上の寄附）

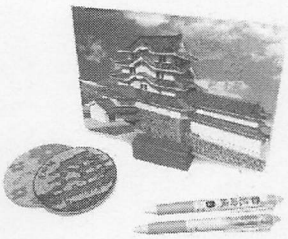

尼崎城築城記念プレートセットM
【Ｂコース】（20,000 円以上の寄附）

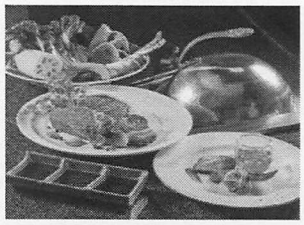

ホテルニューアルカイックお食事券
【Ｃコース】（40,000 円以上の寄附）

◆ なぜこの時期に PR するの？

平成３１年に税の控除を受けるためには、平成３０年１２月 31 日までに寄附金を納付する必要があります。寄附をするのに必要な納付書の送付や口座番号の案内までには日数を要しますのでご注意ください。（年内の市役所の開庁日は、平成３０年１２月２８日が最終です。）

＜問い合わせ先＞
尼崎市 企画財政局 行財政推進部 財政課　TEL：06-6489-6155／FAX：06-6489-6793

回覧										